

**株式会社ミスミ**  
**グリーン調達ガイドライン**

2006年9月15日 制定(Ver.1.0)

2008年11月5日 改訂(Ver.1.1)

2009年5月21日 改訂(Ver.1.2)

2009年8月5日 改訂(Ver.1.3)

2013年6月6日 改訂(Ver.1.4)

## 目 次

1. はじめに
2. 目的等
3. 仕入先様の選定基準  
化学物質管理活動
4. 推奨事項
5. 参考資料

## 1. はじめに

株式会社ミスミ(以下「当社」といいます。)では、製品・半製品・部品・原材料・副資材・包装材・梱包材等(以下、「納入品」といいます。)を多数の仕入先様から調達しております。

循環型社会構築の一翼を担うために、また化学物質の法規制およびその他の要求事項を遵守すべく、当社は「グリーン調達ガイドライン」(以下、「本ガイドライン」といいます。)を策定し、グリーン調達を推進します。

## 2. 目的等

グリーン調達とは、環境保全ならびに化学物質管理に積極的に取り組んでいる仕入先様から、安全性・再資源化性・省エネルギー性等を考慮した、環境負荷の少ない納入品を調達することです。

本ガイドラインは、環境保全ならびに化学物質管理に対する取り組みの継続的向上を図り、納入品への有害化学物質の不使用を目的としています。

本ガイドラインは、原則として当社が仕入先様から調達するすべての納入品に適用されます。

グリーン調達推進のためには仕入先様のご協力が不可欠であり、源流管理の観点から、仕入先様における環境マネジメントシステム構築の推進をお願いいたします。

尚、本ガイドラインは、法規制の変更等により必要に応じて改訂をいたします。

### 3. 仕入先様の選定基準

当社は、環境問題への取り組みに意欲的な仕入先様からの納入品の調達を推進します。  
又、化学物質管理活動において、仕入先様が以下の項目を遵守することを取引の開始及び継続条件とさせていただきます。

#### 化学物質管理活動

- ① 化学物質に関して当社が策定する各種マニュアルを遵守すること。
- ② 上記①のマニュアル以外に当社が化学物質に関する調査、管理の依頼を行なった場合には、これに協力すること。
- ③ 上記①、②に加えて、化学物質審査規制法(化審法)、労働安全衛生法、PRTR法等に規定された物質につき必要な管理を行なうこと。
- ④ 納入品及び納入品の製造工程等に使用する化学物質について正確な情報を当社が指定する書式と要領により当社に通知すること、又、通知した内容に変更が生じた場合には、速やかに当社が指定する書式と要領により当社に通知すること。
- ⑤ 仕入先様の調達先に対しても、本ガイドラインの化学物質管理活動を指導し、環境に関わる品質保証の連鎖を確保すること。

### 4. 推奨事項

当社は、仕入先様において、以下の項目に取り組むことを推奨します。

- ・ 環境方針を定め、環境保全活動の継続的改善・法規制の遵守を誓約すること。
- ・ 環境方針を全ての従業員に徹底させ、当該方針を社外にも明らかにすること。
- ・ 環境保全に対する目標を定め、実行計画をもつこと。
- ・ 環境マネジメントシステムの外部認証(ISO14001、KES 等)を取得すること。

将来は、取引条件の一つとして義務付けることを検討いたします。

### 5. 参考資料

- ①別表 1 ミスミ特定化学物質一覧

# 別表1 ミスミ特定化学物質一覧

調査対象物質は、下記に指定する含有禁止物質と含有管理物質の合計24物質とします。

尚、環境管理化学物質については法的、社会的要求を考慮して随時見直しを行い、追加や削除を行う場合があります。

分類	No.	物質名	対象又は用途	閾値 <sup>※1</sup>	
含有禁止物質	1	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド(TBTO)	塗料、顔料	-	
	2	トリブチルスズ類(TBT類)、トリフェニルスズ類(TPT類)	安定剤、酸化・老化防止剤	-	
	3	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	絶縁油、潤滑油、難燃剤	-	
	4	ポリ塩化ナフタリン(塩素数が3以上)	潤滑油、塗料、樹脂安定剤、難燃剤	-	
	5	短鎖型塩化パラフィン	難燃剤、可塑剤	-	
	6	アスベスト類	電気絶縁体、充填剤、ガスケット	-	
	7	特定のアミンを形成するアゾ染料・顔料	電線被覆剤の顔料、着色剤 ※人体に持続的な接触部に限定	-	
	8	オゾン層破壊物質	冷媒	-	
	9	放射性物質	梱包、包装材	-	
R O H S 指令6物質	10	カドミウム及びその化合物	亜鉛を含む合金(黄銅、亜鉛ダイカスト、鉛フリーはんだなど)、めっき、プラスチック、ゴム、塗料などすべてに含まれるカドミウム	100ppm以下	包装材料についてはカドミウム、鉛、水銀、六価クロムあわせて100ppm以下
			適用除外 電気接点中のカドミウム及びその化合物	-	
	11	鉛及びその化合物	各種合金、はんだ及び適用除外を除くすべてに含まれる鉛	1,000ppm以下	
			適用除外 鋼材に含まれる鉛	0.35wt%(3,500ppm)以下	
			アルミニウム合金に含まれる鉛	0.4wt%(4,000ppm)以下	
			銅合金に含まれる鉛	4wt%(40,000ppm)以下	
	鉛を85%以上含有する有鉛はんだ	-			
12	水銀及びその化合物	小型蛍光灯・直管蛍光灯以外に含まれるすべての水銀	1,000ppm以下		
13	六価クロム化合物	クロメート処理、めっき、塗料などに含まれるすべての六価クロム。金属クロム、合金中のクロムは対象外	1,000ppm以下		
14	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	難燃剤などすべてに含まれるPBB	1,000ppm以下		
15	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	難燃剤などすべてに含まれるPBDE	1,000ppm以下		
含有管理物質	16	アンチモン及びその化合物	顔料、塗料、鉛フリーはんだなど	1,000ppm以下	
	17	ヒ素及びその化合物	顔料、塗料、染料、難燃剤	1,000ppm以下	
	18	ベリリウム及びその化合物	セラミックス、合金、触媒、はんだ	1,000ppm以下	
	19	ビスマス及びその化合物	ガラス、鉛フリーはんだ、快削アルミ材	1,000ppm以下	
	20	ニッケル及びその化合物	めっき、塗料、顔料(合金を除く)	1,000ppm以下	
	21	セレン及びその化合物	顔料、塗料	1,000ppm以下	
	22	その他(PBB類、PBDE類以外)臭素系難燃剤	難燃剤	1,000ppm以下	
	23	フタル酸エステル類	可塑剤、顔料、染料、塗料、接着剤	1,000ppm以下	
	24	ポリ塩化ビニル(PVC)	樹脂、コード被覆、可塑剤	1,000ppm以下	

Ver1.1 改訂日:2013/4/1

1. 閾値は、意図的であるかどうかに関わらず、製品に含有した場合の許容値で、機械的に分離できない均質な材料からなる部位ごとに定める。